

滋賀県立美術館魅力向上ビジョン

令和6年（2024年）3月



Shiga Museum of Art

滋賀県立美術館

目 次

1	策定の趣旨	1
2	目指す姿	3
3	目指す姿を導く5つのコンセプト	4
4	アクションプラン	8
5	期待される効果	12
6	現状と課題	
6-1	ソフト面の現状と課題	13
6-2	ハード面の現状と課題.....	17
6-3	連携面の現状と課題	23
7	策定の背景	
7-1	県立美術館の沿革	25
7-2	国および本県の「子ども」をめぐる動き	25
7-3	県立美術館に関連する本県の計画等	26
7-4	美術館を取り巻く状況	28
8	今後のスケジュール	31

◆参考資料

- ① 美術館魅力向上検討部会における検討
- ② 滋賀県立美術館文化観光拠点計画（概要版）

1 策定の趣旨

滋賀県立美術館（以下、県立美術館）では、昭和59年（1984年）の開館以来、継続して展示や研究、保存、教育交流事業等に積極的に取り組んできました。しかし、滋賀県政世論調査によると、文化芸術分野の満足度は他の政策分野と比較して相対的に低く、将来に向けた期待度も同様に低い状況にあります¹。県立美術館の利用者数も長期的に減少傾向²にあり、県民や社会に対して十分に役割を果たせていません。

また、文部科学省の社会教育調査によると、令和2年度（2020年度）に博物館（美術館を含む）を訪れた回数は1人あたり約1.1回、コロナ禍以前の平成30年度（2018年度）でも約2.4回であり、多くの国民にとって、博物館が身近な施設ではないことが浮き彫りになっています³。

私たちは、このような現状を深刻に受け止め、「県立美術館は本当に必要なのか」、「県立美術館に何ができるのか」といった問いを自らに投げかけ、県立美術館の役割を見つめ直し、「第二の開館」を目指す必要があると考えています。

あわせて、少子高齢化の進行やデジタル化の急速な進展など美術館を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、美術館に求められる役割が多様化し、県立の美術館には、様々な主体や分野とのかかわりを通して、シビックプライド⁴の醸成や社会課題の解決に資することも期待されています。

このような背景のもと、今年度は、滋賀県（以下、本県）が令和3年（2021年）3月に策定した「美の魅力発信プラン」の中間見直しを行っていることに加え、令和6年（2024年）8月に県立美術館が開館40周年を迎えることから、ここに、「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」を策定し、県立美術館の展望を示します。

¹ 令和5年度（2023年度）第56回滋賀県政世論調査集計結果から抽出

	R1	R2	R3	R4	R5
「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っていると感じますか。」の問いに対して、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合 ※括弧内の分母は同様の質問が行われた対象の合計、分子は当該選択肢の順位	38.4% (12/20)	39.4% (13/20)	41.1% (12/20)	34.2% (15/21)	36.0% (15/21)
「あなたが、いま県の施策で力を入れてほしいと思うことはどんなことですか。」の問いに対して、「文化芸術に親しむ環境の整備」を選択した人の割合（5項目まで選択可） ※括弧内の分母は選択肢の数、分子は当該選択肢の順位	10.1% (15/20)	13.3% (15/20)	10.0% (16/20)	7.6% (19/20)	8.0% (19/21)

² 利用者数とは、常設展および企画展の観覧者数に、教育交流事業参加者数（講演会・美術館講座・子どものためのイベント・ギャラリー展示室観覧者数・学校出前・地域出前等の人数を集計したもの）を加えたものです。企画展および常設展の観覧者数は長期的に減少傾向にあり、最も多かった昭和62年度（1986年度）の192,150人と比べて、令和4年度（2022年度）は72,523人と半分以下に減少しています。

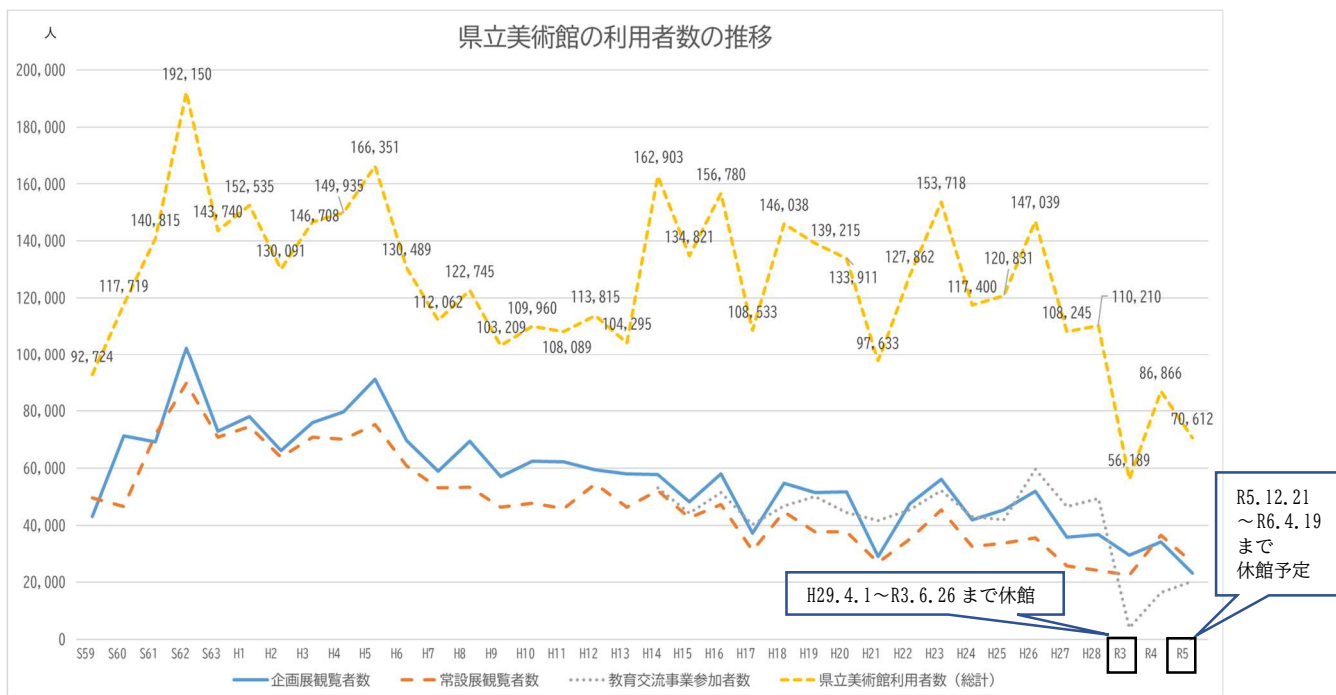
³ 文部科学省の平成30年度（2018年度）および令和3年度（2021年度）社会教育調査（(A)～(D)）

総務省の人口推計（平成29年（2017年）10月1日）および国勢調査（令和2年（2020年）10月1日）(E)

	登録 (A)	相当 (B)	類似 (C)	合計 (D=A+B+C)	総人口 (E) 10.1時点	1人あたりの年度間博物館訪問回数 (D/E)
H29	66,928	75,526	160,613	303,067	126,706	2.4
R2	25,429	39,617	74,656	139,702	126,146	1.1

※ (A) は登録博物館、(B) は博物館相当施設、(C) は博物館類似施設の年度間の入館者数を示しています（単位は千人（千人未満切り捨て））。(E) の単位は千人。

⁴ 「市民が都市に対してもつ誇りや愛着をシビックプライド (civic pride) と言うが、日本語の郷土愛とは少々ニュアンスが異なり、自分はこの都市を構成する一員でここをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う。つまり、ある種の当事者意識に基づく自負心と言える。」伊藤香織（2008）「シビックプライドとは何か」伊藤香織＋紫牟田伸子（監修）シビックプライド研究会（編）『シビックプライド』宣伝会議 p.164



※教育交流事業参加者数は、平成14年度(2002年度)から計上を始めているため、県立美術館利用者数(総計)は、平成13年度までは企画展観覧者数と常設展観覧者数の合計、平成14年度以降は企画展観覧者数、常設展観覧者数、教育交流事業参加者数の合計となっています。

※平成29年(2017年)4月1日から令和3年(2021年)6月26日まで休館。令和5年(2023年)12月21日から令和6年(2024年)4月19日まで休館予定。

<トピックス①:>

公益財団法人日本財団からのアール・ブリュット⁵関連作品寄贈>

令和5年(2023年)8月1日付けで、公益財団法人日本財団(以下、日本財団)所蔵のアール・ブリュット関連作品550件を受贈しました。日本財団が所蔵していた作品は、平成22年(2010年)にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ」展に出品され高く評価されたものです。

県立美術館は、国内の公立美術館で唯一、アール・ブリュットを収集方針の柱として掲げ、平成28年(2016年)に収集を開始してから、これまでに作家18名による182件(寄託を除く)の作品を収蔵しています。今回の受贈により、県立美術館のアール・ブリュット作品の収蔵数は731件となり、質・量ともに、世界的に見ても有数のアール・ブリュット作品のコレクションを有することとなりました。



石野敬祐 《女の子》2009年



澤田真一 無題 2006~2007年

⁵ 芸術的文化に傷つけられていない人たちによって、己の深みから、評価を求めることなく、また流行とは関係なくつくられた作品のことで、1940年代にフランスの画家、ジャン・デュビュッフェによって提唱されました。

2 目指す姿

「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」

滋賀県立美術館では様々なアート⁶に出会えます。江戸時代の屏風。1960年代にアメリカで描かれた、変わった形の大きな絵画。人間国宝に認定された人による着物や工芸。障害のある人が思いのままにつくった絵画や彫刻もあれば、若いアーティストによるにぎやかな映像もあります。そうした多種多様な作品を、なぜ私たちは収集し、保管し、展示しているのでしょうか。

それは、みんなの未来のためにほかなりません。美術館は、異なる時代の作品、違う文化圏に属する人たちがつくった作品を並べて展示することができる施設です。来館者はそれらを比較しながら、他の人がどんなことに心を震わせたか、そこではなにが伝えられようとしているのかを、じっくりと考えることができます。こうした時間を通じてこそ、人は、多様な価値観がこの世界には存在しているという事実をしっかりと受け入れることができ、そして未来に向かって歩を進めていくことができるのではないのでしょうか。

その一步をいつ踏み出すべきか。今後世界はますます複雑になっていくだろうことを考えると、早いうちからアートに触れることが大事だと言えるでしょう。そこで私たち滋賀県立美術館は、今まで以上に子どもとのかかわりを大切にしていこうと考えました。少子高齢化が叫ばれる時代ですが、滋賀県は県全体の15歳未満人口の割合が全都道府県の中で2番目に高い水準⁷にありますし、そもそも当館は、緑豊かな公園の中にあるのです。もちろん、大人とのかかわりも重要です。その際、美術愛好家だけではなく、アートを潜在的に必要としているだろう人たちにアプローチすることも大事だと考えています。

子どもから大人まで、様々な方のライフコース⁸に伴走し、一人ひとりの未来に寄り添う存在になろう。福祉、医療、学校、企業など多様な主体との連携を通して、個人や社会のウェルビーイング⁹の向上に貢献しよう。そんな思いが、「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」というビジョンには込められています。このビジョンを実現するためには、これまで美術館にまったく興味がなかった人、なんらかの理由で美術館まで来ることが難しい人、そうした人たちとも少しでもつながりをつくる努力をしていかなければなりません。それは決して簡単な道行きではないでしょう。それでも、いつの日か、その存在を知っていること自体を誇りに思ってもらえるような美術館になることを目指して、私たちは新たなチャレンジを始めます。

⁶ アートを厳密に定義することは難しいですが、本ビジョンでは美術よりも幅広い内容（音楽、演劇、舞踊など）を含む言葉として使用しています。

「芸術はartの訳語であり、美術は視覚によってとらえることを目的として表現された造形芸術（視覚芸術）の総称である。アートと芸術とはほぼ同義であり、美術より広い概念であろう。（中略）人間の営みはすべてアート、人間の五感すべてにアートは存在し、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚、つまり感覚はすべてアートにつながるとする考え方がある。」境新一著（2017）『アート・プロデュース概論』中央経済社 pp.3-4

⁷ 総務省の人口推計（令和4年（2022年）10月1日）によると、本県の15歳未満人口の割合は13.2%で、沖縄県（16.3%）に次いで全都道府県の中で2番目に高い水準です（佐賀県と同率）。

⁸ 「「ライフコース」とは、時期が来れば自動的に次の段階へ移行する「サイクル」ではなく、特定の社会のなかで、時代と格闘しながらさまざまな個人がそれぞれの立場で構築していく人生の軌跡（コース）の多様さを、多様なままにとらえようとするものである。」岩上真珠著（2013）『ライフコースとジェンダーで読む家族【第3版】』有斐閣 p.34

⁹ 国の第4期教育振興基本計画では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」であり、「ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること」と示されています。本ビジョンにおいてもこの定義に沿うこととします。

3 目指す姿を導く5つのコンセプト

コンセプト1

子どもたちがアートに出会い親しむことができる

次の時代を担う子どもたちが、幼い頃からアートに触れ、創造力や感性を養うことができるよう、これまでの学校の校外学習(団体鑑賞)やワークショップなどに加え、新たに、いつでも自主的・自発的に参加できる「遊んで学べる場」¹⁰を、作家やデザイナーの協力を得ながらプロデュースします。その際、「子ども」を単純化せず、「子ども」の多様性を意識してアプローチします¹¹。

<今後の検討のポイント>

- ・ 子どもが遊びながらアートに親しめる体験型・参加型の展示空間
- ・ ドロップイン形式の教育プログラム(事前に予約しなくても体験できる教育プログラム)の提供
- ・ 大人も楽しめる仕掛けづくり
- ・ 子どもや子ども連れが気兼ねなく楽しめる環境整備
- ・ 子ども連れが気軽に訪れることのできる観覧料のあり方
- ・ 学校や教育委員会等との連携による、児童・生徒等を対象にしたプログラムの充実

コンセプト2

コレクションを通して多様性を深く考えることができる

近代日本画や戦後のアメリカと日本を中心とする現代美術、アール・ブリュットなどの地域や時代を超えた幅広い分野のコレクションを俯瞰し、多様なもののみかたや捉え方、その背景などへの思索を深めることのできる空間を構成するとともに、好奇心をくすぐる他にはない企画を展開し、新たな視点を得るきっかけをつくります。

<今後の検討のポイント>

- ・ 購入や受贈等によるコレクションの計画的な拡充
- ・ 企業、個人、作家の協力による、コレクション形成の新たなスキーム
- ・ 鑑賞方法の多様化や活用の汎用性などを考慮したコレクションの形成(映像作品、建築、デザイン、写真等)
- ・ 展示面積等の制約により、収集方針の柱に掲げている作品をいつでも鑑賞できる状況にはないことに鑑み、コレクションをしっかりと鑑賞できる展示空間(常設展示室等)の構築
- ・ アール・ブリュット作品を常に鑑賞することができる環境整備や資料室等も併

¹⁰ 先進事例として、フランス・パリにある国立芸術文化センター(ポンピドゥーセンター)の1階(ギャラリー・デ・ザンファン)が挙げられます。そこでは、作家による子ども向けのインスタレーション(展示空間を含めて作品とみなす手法)が設けられ、子どもが走り回ったり、遊んだり、触ったり、それぞれに楽しむことができます。なお、インスタレーションは、1年間に数回程度更新されています。

¹¹ 国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。(「こども大綱」p.16)

設した研究センターとしての機能

- ・ 日本最大級のアール・ブリュットの優品を有することを生かし、それらをパッケージ化して他の美術館に巡回展を行うなどの資源の有効活用
- ・ 日本に在住する外国にルーツのある方やインバウンド（訪日外国人旅行者）の来館につなげる多言語化対応
- ・ 他の美術館等との相互的な長期貸与なども視野に入れたコレクションの活用
- ・ すでに収容力が限界に近い状況であることに鑑み、今後の購入や受贈等を円滑に進めるための収蔵庫の拡充
- ・ デジタル・アーカイブの展開（継続的作成、発信等）および既存のポータルサイトとの連携

コンセプト3

滋賀の文化の息吹を感じることができる

滋賀ゆかりの作家や作品を、滋賀県立琵琶湖文化館（以下、琵琶湖文化館）をはじめとする県内の美術館・博物館とも連携し、調査研究や展示等を行うことで、この土地で育まれた文化の奥深さを伝え、滋賀の文化を継承します。現在進行形の活動にも焦点を当て、若手作家への支援や協働を通して、次の時代を担う作家を育むとともに、滋賀の文化のダイナミズムを体感できる場を提供します。

<今後の検討のポイント>

- ・ 現在常設で展示している小倉遊亀（日本画）の作品に加え、野口謙蔵（油画）や志村ふくみ（染織）、清水卯一（工芸）ら本県ゆかりの美術・工芸等を常に鑑賞することができる環境整備
- ・ 本県出身や県内で活動する若手作家への支援や協働のあり方
- ・ 通常のアート展示室では制限される表現方法（水や植物などの使用等）にもチャレンジできる展示空間の構築
- ・ 国スポ・障スポや大阪・関西万博、ワールドマスターズゲームズ関西をはじめとする大規模なイベント等と連動した滋賀の魅力発信
- ・ 令和9年度（2027年度）の琵琶湖文化館の再開館も見据えた連携のあり方

コンセプト4

誰にとっても居心地が良くウェルビーイングを高めることができる

様々な主体が、自由な発想で活動できる環境を醸成するとともに、日常から離れてゆっくりと作品と向き合える時間も大切にします。一人ひとりの感じ方がまったく異なるということを認識し、誰もが幸せな時間を過ごせるよう、美術館のサード・プレイス（居場所）としての価値を高めます¹²。

<今後の検討のポイント>

- ・ 学生などの若者が自発的に企画や活動ができる場と機会の創出などにより、県立美術館をキャンパスの一つと思ってもらえるような環境の醸成
- ・ 地域と連携したイベントの実施などにより、「私たちの町の美術館」と感じてもらえるような機運の醸成
- ・ ボランティアの自主性をもとにした、協働による活動の充実
- ・ 障害のある方も安心して来館し、鑑賞等を楽しむことができる、事前の情報提供や当日のサポート体制の充実（合理的配慮¹³や情報保障の推進）
- ・ これまでに実践している触図¹⁴や触ることのできる作品展示などの取組（視覚以外の感覚による鑑賞体験）のさらなる展開
- ・ 障害のある方やその支援者が気軽に訪れることのできる観覧料のあり方
- ・ 日本に在住する外国にルーツのある方やインバウンド（訪日外国人旅行者）の来館につなげる多言語化対応【再掲】
- ・ 医療施設や福祉施設、大学等との連携を視野に、通院・通所者や地域で孤立している方などの支援の必要な方が、県立美術館での美術鑑賞や創作活動などを通して状況を改善することのできるプログラム（社会的処方¹⁵）の開発
- ・ 巡回展の受け入れなどにも対応可能な都道府県立レベルに求められる企画展示室のスペック
- ・ ギャラリー¹⁶の展示環境や搬入出動線等の改善
- ・ 民間企業や大学、学会等と連携した取組の充実に向け、MICE¹⁷の誘致も見据えた県立美術館のユニークベニュー¹⁸としての利用価値向上および県立施設全体でユニークベニューとしての利用を可能にするための制度や体制の整備

¹² 「全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。」（「こども大綱」pp. 27-28）

¹³ 「障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。」（内閣府のリーフレットから抜粋）

¹⁴ 触図とは、視覚障害のある人に描かれているものを伝えるために、輪郭線や面を凸状に浮きあがらせたり、素材をかえて手ざわりを変化させたりして、描かれているイメージを触覚で伝えるツールです。

¹⁵ 「社会的処方とは、薬を処方することで患者さんの問題を解決するのではなく、「地域とのつながり」を処方することで問題を解決するというもの。」西智弘編著（2020）『社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社 p. 10

¹⁶ 県民をはじめとする皆さんが、創作活動の発表などの場として利用できる貸し会場

¹⁷ 「MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。」（観光庁 HP <

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/mice.html>>最終閲覧日：令和6年（2024年）2月29日）

¹⁸ 「「ユニークベニュー（Unique Venue:特別な場所）」とは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。」（観光庁 HP <https://www.mlit.go.jp/kankocho/page07_000020.html>最終閲覧日：令和6年（2024年）2月29日）

コンセプト5

公園と一緒に楽しむことができる

瀬田丘陵の豊かな自然環境や四季折々の表情が美しいびわこ文化公園（以下、公園）と調和し、公園内の野外作品をきっかけに美術に親しんだり、展示を鑑賞したあとで一息ついたり、心地よい美術館体験を提供します。県立美術館の「場」を公園へ広げ、公園と一緒に楽しめる憩いの時間やわくわく感あふれる空間を演出します。

<今後の検討のポイント>

- ・ 公園と県立美術館を有機的に接続するための施設・環境整備
- ・ 新しいタイプ（体験型・参加型）の野外作品を設置するなど、公園を訪れた方が自然に美術に親しめる環境づくり
- ・ 滋賀県立図書館（以下、県立図書館）との間を中心としたフットパス（歩くことを楽しむ道）の整備
- ・ 公共交通機関による交通アクセスの向上
- ・ 新名神高速道路の延伸による京阪神方面からの交通アクセスのさらなる向上を見据えた誘客
- ・ 自家用車利用者の利便性向上のための駐車場のあり方
- ・ バス停や駐車場から県立美術館までの移動環境の向上を目指したグリーンスローモビリティ¹⁹の活用

¹⁹ 「時速 20 km未満で公道を走ることができる、電動車を活用した小さな移動サービス」（環境省 HP <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/green_slow_mobility/index.html>最終閲覧日：令和6年（2024年）2月29日）

4 アクションプラン

アクションプラン1

「滋賀県立美術館整備基本計画」の策定

県立美術館の機能拡充に向けて、令和6年度（2024年度）から具体的な再整備の内容を定める「滋賀県立美術館整備基本計画」（以下、基本計画）の策定に着手します（令和7年度（2025年度）に策定予定）。大学との共同研究を実施し、県立美術館に必要な施設機能の概要や配置、想定整備・運営費用、財源確保策、運営体制等について、県の財政状況等も踏まえながら、幅広く調査・検討を行います。

<想定する検討事項>

① 子どもがアートに親しめる環境整備

国内外の先進事例を参照し、子どもがいつでも自主的・自発的に楽しめる空間の構築に向けて、必要な施設機能や運営体制等を調査・検討します。

② 展示室の充実

日本最大級のアール・ブリュット作品のコレクションや滋賀ゆかりの作品、戦後現代美術をはじめとするコレクションの質・量に対し、十分な展示環境が確保できていないことに加え、巡回展の受け入れに制約がある状況などを踏まえ、常設展示室・企画展示室の面積や展示環境等を調査・検討します。

③ ギャラリーの充実

ギャラリーの機能や利便性に課題があることを踏まえ、ギャラリーの面積や展示環境、動線、活用可能性等を調査・検討します。

④ 収蔵庫の充実

令和5年度（2023年度）に日本財団から550件の作品を受贈したほか、個人や企業からの寄贈が増えていることなどにより、収蔵庫の収容力が逼迫しています。今後、コレクションの拡充（購入、寄贈等）に支障をきたすおそれがあることから、収蔵庫の面積や環境等を調査・検討します。

⑤ 既存施設の改修

効率的な施設改修を行うために、既存施設の必要な改修項目を整理します。

⑥ 運営体制

効果的・効率的な運営体制の構築に向け、官民連携手法（PFI）の導入の是非や実効的な評価システム等を調査・検討します。

⑦ 交通アクセスの改善

大学や交通事業者等と連携し、公共交通機関による交通アクセスの改善に向けて調査・検討を行います。

アクションプラン2 多様な主体との対話

基本計画や今後の美術館運営の検討にあたっては、県民をはじめとする様々な方と一緒に、県立美術館のこれからについて考える機会をもつなど、幅広い共感や参画を得られるよう尽力し、取組を進めます。令和6年度（2024年度）は、大学等との連携により、多くの方に県立美術館に来てもらうきっかけとなるイベントを試行的に開催し、将来的な展開も見据え、今後の県立美術館のあり方を考える対話を行うとともに、アンケート等を通じて利用者の視点を把握し、基本計画や今後の美術館運営に反映します。

アクションプラン3 公園と一体的な付加価値の向上

県立美術館がある公園ならではの高揚感や利便性・回遊性の向上を目指し、令和6年度（2024年度）は、大学と連携しながら、公園利用者や関係機関等へのヒアリングなどを行い、園路や案内表示、交通アクセスの改善に向けた調査・検討を行います（喫緊に改善が必要な案内表示等については、可能な範囲で先行設置）。

また、既設の野外作品（彫刻の庭）周辺の植栽を改良し、公園との一体感を高めるとともに、新しいタイプ（体験型・参加型）の野外作品の設置に向けた調査などの今後に向けた足掛かりとなる取組も進めます。

これらの取組にあたっては、公園協議会などを活用し、関係機関等との情報共有や意見交換等を行い、検討の内容は、基本計画や今後の美術館運営に反映します。

アクションプラン4 コレクションを生かした他にはない展示の展開・発信

令和6年度（2024年度）は、日本最大級のアール・ブリュット作品のコレクションを紹介し、国内外に向けて県立美術館の独自性をアピールします。また、滋賀ゆかりの作家であり、国内屈指のコレクションを有する志村ふくみの個展を開催するとともに、滋賀を拠点に活動する若手作家を紹介するなど、滋賀に根差した美術館として、本県の美術の厚みを発信します。コレクションの継続的な充実を図り、他にはない展示を展開するとともに、外部との連携も含めた積極的な広報を行い、県立美術館の存在感を高めます。

アクションプラン5

子どもや子ども連れが気軽に 県立美術館に親しむことのできる取組の実施

令和6年度(2024年度)は、県立美術館全体を会場とした民間団体との連携によるワークショップフェスティバルを開催するほか、託児や夏休み期間中(8月)に開催している企画展の小中高大生の観覧料無料化等の取組を試行し、参加者等(子どもやその保護者)を対象にした意見やニーズの把握を行い、基本計画や今後の美術館運営に反映します。

アクションプラン6

様々な機関との連携の強化

基本計画や今後の美術館運営の検討にあたっては、公園・交通・建築・観光・福祉・教育等の県庁各部署や周辺の機関(県立図書館、滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立東大津高等学校、大学、スポーツ施設、医療施設、福祉施設、商業施設等)、公益財団法人びわ湖芸術文化財団、文化団体等、教育機関(学校、図書館、博物館、公民館等)、フリースクール等、子育て支援施設等、交通事業者、観光振興事業者(公益社団法人びわこビジターズビューロー等)、企業、市町との連携や意見交換を積極的に行います。

アクションプラン7

観光振興・経済活性化への貢献

県立美術館の資源を生かした特別な体験の提供による高付加価値化や地域と連携した事業の展開により、新たな利用者層を開拓し、県立美術館を核とした県内各地への人の流れを活性化することで、文化をテーマとした観光振興や経済活性化を目指します。令和6年度(2024年度)は、エントランスロビーで信楽焼とアール・ブリュットをテーマとした展示を実施するほか、夜間の特別なプログラム(学芸員の案内による閉館後の鑑賞ツアー等)などを試行します。

アクションプラン8

持続可能な運営体制の構築





企画展の組立ての精査や歳入確保の取組の強化、評価手法の導入によるマネジメント、美術館に求められる職務の多様化・専門化に対応できる運営体制の構築等の検討を始めます。

また、広報・発信を充実させるとともに、次の時代の県立美術館の姿を議論する過程で、シビックプライドの醸成につながるブランディングを推進します。

◆SDGs 達成に向けた取組の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された令和 12 年 (2030 年) を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが定められています。本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGs の達成を目指しています。県立美術館では、以下のとおり、SDGs の達成に向けた取組を進めます。

ゴール	ゴールの説明	今後の検討・取組のポイント
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れ、障害のある方やその支援者が気軽に訪れることのできる観覧料のあり方
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・サード・プレイスとしての価値の向上 ・社会的処方の開発 ・公園との有機的な接続
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なもののみかたを考慮することのできる展示の実施 ・ドロップイン形式の教育プログラムの提供 ・多言語化対応 ・合理的配慮や情報保障の推進
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・作品の収集や展示等におけるジェンダーバランスの配慮
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定過程において調査・検討
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・文化をテーマとした観光振興や経済活性化
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なもののみかたを考慮することのできる展示の実施【再掲】 ・多言語化対応【再掲】 ・合理的配慮や情報保障の推進【再掲】 ・作品の収集や展示等におけるジェンダーバランスの配慮【再掲】
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・シビックプライドの醸成につながるブランディングの推進

ゴール	ゴールの説明	今後の検討・取組のポイント
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・再使用できる展示什器の作成 ・廃棄のことも見据えた展示什器の設計
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ ネットゼロに向けた事務事業の推進
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な運営体制の構築
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機関との連携の強化

5 期待される効果

- ・ 子どもから大人まで、障害の有無や国籍等にかかわらず様々な立場の方が気軽に県立美術館を訪れ、滞在する時間を楽しむことで、日常が豊かになります。
- ・ 関西・中京圏を中心に、全国、さらには海外からも「わざわざ来ていただける」美術館として、滋賀県の認知度の向上に寄与するとともに、経済・観光面への波及効果をもたらします。
- ・ 次の時代を担う子どもたちが、多様な表現・価値観に出会う体験を通じて、他者や異なる文化に対して関心を持てるようになります。
- ・ 県立美術館ならではの先駆的な取組を通じて、広く社会に創造や問いかけの種をまき、新たな展開を生み出します。

6 現状と課題

6-1 ソフト面の現状と課題

(1) コレクション

① 現状

- ・ 令和5年度(2023年度)末時点の県立美術館の収蔵作品(寄託を除く。)は以下のとおりです。

部門	購入	寄贈	管理替	計
日本画・郷土	280	913	98	1,291
現代美術	276	279	12	567
アール・ブリュット	69	619	43	731
計	625	1,811	153	2,589

- ・ 令和5年度(2023年度)の日本財団からの作品寄贈により、県立美術館のアール・ブリュット作品の収蔵数は731件となり、世界的に見ても有数のアール・ブリュット作品のコレクションを有しています。
- ・ 平成17年度(2005年度)から平成25年度(2013年度)までは、作品の購入予算が凍結されていましたが、平成26年度(2014年度)からは予算が措置され、滋賀ゆかりの作家の作品やアール・ブリュット作品などのコレクションの充実を図っています。
- ・ 利用者が触ることを前提とした作品の受贈(令和4年度(2022年度)に寄贈を受けた神山清子の作品など)により、コレクションを活用した新たな体験を提供しています。
- ・ 令和3年(2021年)6月の再開館以降、本県出身や県内で活動する若手作家との協働による展示およびそれらの作家の作品の収集を行っています。

② 課題

- ・ コレクションのアップデートが十分ではなく、例えば、収集方針の柱の一つの「戦後のアメリカと日本を中心とする現代美術」のうち、特にアメリカ関係の作品については、コレクションの形成が停滞しています。また、県内の現存作家の収集(購入等)も不十分です。
- ・ 絵画や立体作品のコレクションが充実している一方で、写真や版画などが少なく、多様な表現を紹介しきれっていません。
- ・ 子どもや子ども連れも楽しめる野外作品を十分に収蔵・設置できていません。
- ・ 多言語での情報提供が不足しているため、外国にルーツのある方やインバウンド(訪日外国人旅行者)を呼び込むことができていません。



重要文化財 狩野派《近江名所図（左隻）》室町時代



重要文化財 狩野派《近江名所図（右隻）》室町時代



山元春挙《武陵桃源図》1926年



野口謙蔵《五月の風景》1934年



小幡正雄 無題（人生の並木道）制作年不詳
日本財団寄贈作品



近現代美術コレクション
展示風景 2023年



近現代美術コレクションと触図※
展示風景 2023年

※触図とは、視覚障害のある人に描かれているものを伝えるために、輪郭線や面を凸状に浮きあがらせたり、素材をかえて手ざわりを変化させたりして、描かれているイメージを触覚で伝えるツールです。

(2) 教育交流事業

① 現状

- ・ 展覧会に関連した講演会やワークショップ等の館内での活動、公園内のイベントと連動した取組、県立美術館から離れた地域での出前プログラムなどのアウトリーチ活動等を展開しています。
- ・ 学校等と連携し、学校団体鑑賞や学校出前授業プログラムを積極的に実施しています。
- ・ 令和6年度(2024年度)からの対話鑑賞の本格実施に向け、試験的な実施を積み重ねるとともに、ボランティアの養成も行っています。
- ・ 県内市町のイベントにワークショップを提供しています。

② 課題

- ・ 教育交流事業の成果を長く見せていくための仕掛け(アーカイブ化など)が十分ではなく、体験や学びを共有できていません。
- ・ 学校団体鑑賞を積極的に受け入れています、プログラム化が不十分です。
- ・ アウトリーチ活動を積極的に実施していますが、その活動を見える化できていません。
- ・ これまでの取組でカバーできていない層へのアプローチや利用者からの多様なニーズへの対応を検討する必要があります。



学校団体鑑賞



学校出前授業
アートゲーム



館内でのワークショップ
「虹色ドームをつくろう！」



公園内でのワークショップ
「レッツ!チョークアート」

<トピックス②：県立美術館の教育交流活動の展開>

開始年	内容	対象	活動場所
昭和 59 年 (1984 年)	セルフガイド	多様な利用者	—
昭和 61 年 (1986 年)	展覧会関連イベント (講演会、ギャラリートーク等)	一般	館内
昭和 62 年 (1987 年)	学校団体鑑賞 (観覧料免除)	県内の小・中学校、 高等学校、 特別支援学校等	館内
平成 5 年 (1993 年)	ワークショップ	未就学児～中学生	館内、公園内
平成 7 年 (1995 年)	ワークショップ	大人	館内
平成 12 年 (2000 年)	学校出前授業プログラム※	県内の小・中学校、 高等学校、 特別支援学校等	アウトリーチ
平成 14 年 (2002 年)	たいけんびじゅつかん (作品鑑賞とモノづくり)	小・中学生と その保護者	館内
平成 27 年 (2015 年)	地域出前プログラム (ワークショップや講座等)	県内の児童クラブ、保 育所、集会施設等	アウトリーチ

※学習指導要領（平成 14 年（2002 年）施行・小中）で図工・美術科に「鑑賞」の項目が設けられ、美術館を利用した学習活動が求められる以前から実施。

(3) ミュージアム DX

① 現状

- ・ 県立美術館のホームページで作品の情報（デジタル・アーカイブ）を公開しています。
- ・ 県立美術館のホームページにオンライン美術館を開設し、自宅でワークショップを楽しめる動画や展覧会の紹介動画などのコンテンツを配信しています。

② 課題

- ・ 国の既存のプラットフォーム(ジャパンサーチ)との連携ができていないため、デジタル・アーカイブを十分に活用（公共化）できていません。
- ・ 公開している作品の情報にばらつきがあります。
- ・ 作品以外の資料（手紙など）の情報が公開できていません。
- ・ 児童・生徒への 1 人 1 台端末の配備により、教育分野における ICT の可能性が広がっている中で、学校教育等におけるデジタル・アーカイブや動画コンテンツなどの活用可能性を検討する必要があります。

6-2 ハード面の現状と課題

(1) 立地

① 現状

- ・ 瀬田丘陵に位置するびわこ文化公園（約43ha）内に立地し、県立図書館や滋賀県埋蔵文化財センターなどが近接しています。
- ・ JR瀬田駅から最寄りのバス停まで10分程度、そこから徒歩5分程度です。
- ・ 新名神高速道路草津田上インターから5分程度で、歩行が困難な方などのための駐車場を除き美術館専用の駐車場はありませんが、公園の駐車場（無料・3か所）を利用することができます。
- ・ 令和5年度（2023年度）に、公園にPark-PFI制度が導入され、公園内にカフェやノマドルーフ（大屋根の休憩所）、インクルーシブトイレなどが整備されました。

② 課題

- ・ 都市型の美術館と比較すると、公共交通機関でのアクセスが良いとはいえません。
- ・ 公園内や県立美術館の敷地内の案内表示が十分ではないため、バス停や駐車場からの行き・帰りにおいて、利用者が迷われることがあります。
- ・ バス停や駐車場からのアプローチの一部に勾配や凹凸のある箇所があり、特に障害のある方や子ども連れなどの障壁になっています。
- ・ 県立美術館とわんぱく原っぱ（様々な遊具が設置された広場）との間に切通しを設けて往来環境を改善（令和2年（2020年）開通）しましたが、わんぱく原っぱを訪れている子ども連れなどを美術館に引き込めていません。
- ・ 隣接する県立美術館と県立図書館の間で、相互の行き来を促す環境が整っていません。
- ・ 駐車場が3か所（東駐車場、西駐車場、北駐車場）に分かれているため、利用者に混乱が生じています。
- ・ 特に土日祝は公園の利用者が多く、駐車場が満車になることがあります。
- ・ 東口のゲートから公園内に車両を乗り入れることが可能で、歩行が困難な方などは県立美術館に隣接する駐車場に駐車することができますが、運営の都合上、ゲートが無人になる時間帯があり、利用者のアクセスに支障をきたしています。

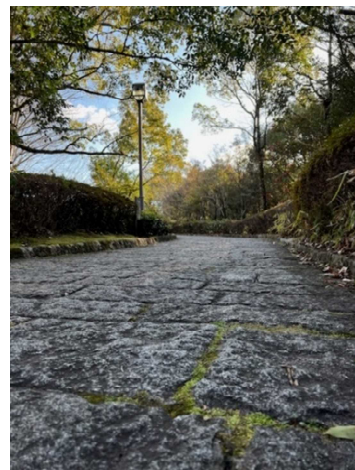


わんぱく原っぱ

※写真奥の木のすぐ先に県立美術館がありますが、案内表示等がないため県立美術館の存在をアピールできていません。



切通し



勾配や凹凸のある園路
(夕照の庭から県立美術館の間)



(2) 建築全体

① 現状

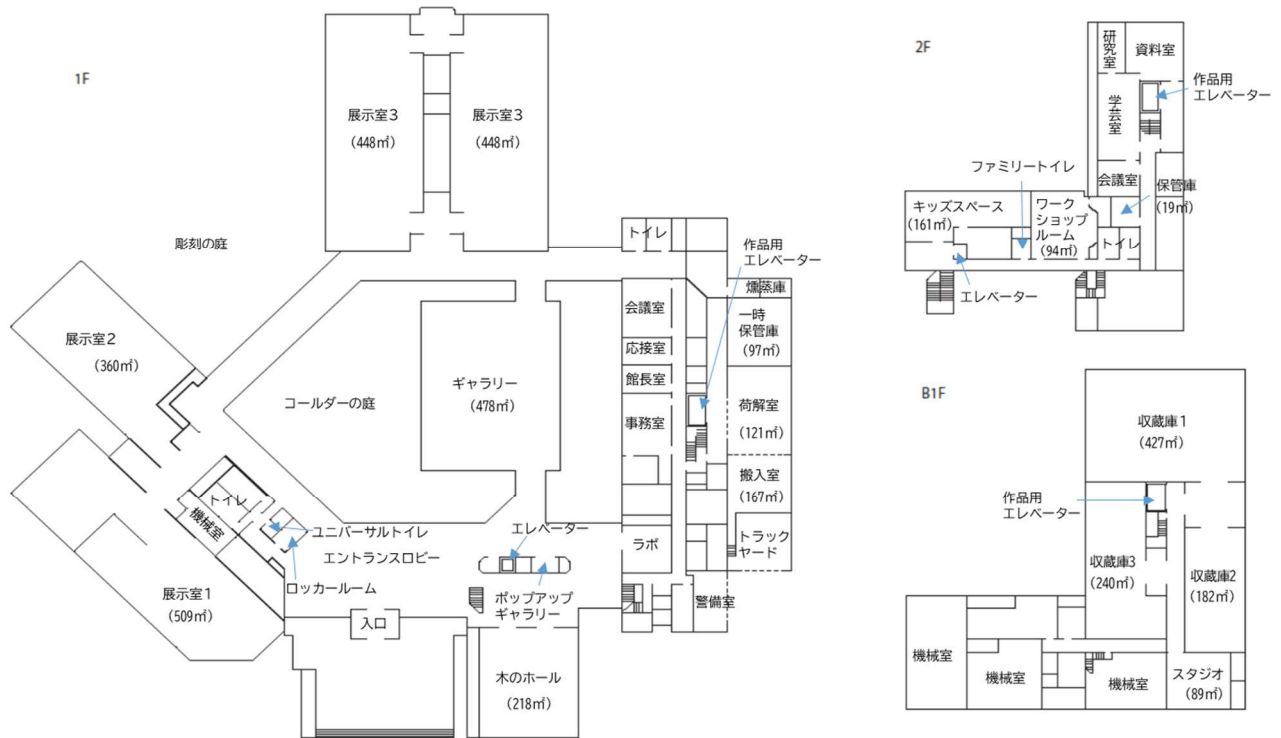
- ・ 竣工以後、約 40 年が経過し、喫緊の老朽改修等を行っています。抜本的な施設改修や設備更新が必要な状況です。
- ・ 他の美術館と比較しても充実したキッズスペースや授乳室、ファミリートイレを設置しています（再開館に合わせて整備）。
- ・ 歩行が困難な方などのために、エントランス前（2 台）、通用口前（2 台）に駐車スペースを設けています。
- ・ 運営経費（委託費、光熱費等）が高騰しています。

(参考：これまでの修繕等の記録)

平成 16 年 (2004 年)	中央監視装置更新
平成 21 年 (2009 年)	自家発電設備更新、冷温水発生器更新
令和 2 年 (2020 年) ～令和 3 年 (2021 年)	屋根防水改修、展示室ガス消火設備導入、トイレ更新、ロビー耐震改修、展示室照明更新 (LED 化)、冷却塔更新、キッズスペース・授乳室・ラボ等の整備
令和 5 年 (2023 年) ～令和 6 年 (2024 年)	屋根防水改修、外壁改修、作品用エレベーター更新、冷温水ポンプ更新

② 課題

- ・ 空調設備の老朽化対策（空調機、配管、冷温水発生器等）、雨水逆流対策（地下の雨水排水管逆流）、屋内外照明設備 LED 化、利用者エレベーター改修、自動ドア等更新、回廊等結露対策などに対応できていません。
- ・ 余暇の過ごし方の選択肢が多様化し、全国的に美術館のリニューアルや新設が相次いで行われる中、県立美術館の存在感が相対的に低下しています。



(3) 展示室・収蔵庫等

① 現状

- ・ 常設展示室（展示室1、2）は、通常の運用として、収集方針のうち「日本美術院を中心とした近代日本画」、「滋賀県ゆかりの美術・工芸等」で展示室1（509㎡）を、「戦後のアメリカと日本を中心とする現代美術」、「アール・ブリュット」、「芸術文化の多様性を確認できるような作品」で展示室2（360㎡）を使用しています。
- ・ 開館当初から施設の規模が変わっておらず、他の都道府県立美術館（44館）と比較しても、常設展示・企画展示合わせた展示室面積（1,765㎡）は全国37位、収蔵庫の面積（849㎡）は全国33位となっています²⁰。
- ・ 展覧会の開催経費（輸送費、保険料等）が高騰しています。

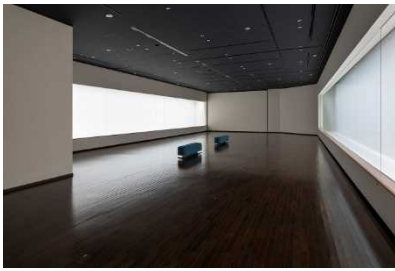
② 課題

- ・ 美術史的に意義のある作品や表現の多様性を感じることでできる作品など、様々な分野の作品を多数収蔵していますが、複数の分野で同じ展示室を使用し

²⁰ 「令和4年度都道府県立美術館基本調査票」（都道府県立美術館副館長等事務責任者会議）

ているため、展示作品数や展示方法等に制約が生じ、十分な鑑賞機会や満足感を提供できていません。

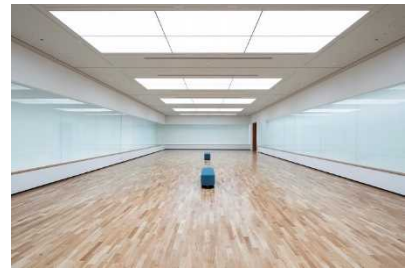
- ・ 企画展示室（展示室3）の面積（896㎡）は、都道府県立美術館の平均1,305㎡（都立館を除いた平均1,209㎡）²¹よりも狭く、巡回展の受け入れなどに影響が生じています。
- ・ 展示用備品を収納するスペース（倉庫等）が不足しています。
- ・ 資料室の収容力が不足しているため、書籍資料を廃棄する必要性に迫られています。
- ・ ボランティアの活動場所を含めた、今の時代の展覧会運営のためのスペースが不足しています。



展示室1



展示室2



展示室3

（4）ギャラリー

① 現状

- ・ エントランスロビーからの視認性が高く、利用者に認知されやすいロケーションであり、館内を回遊しながら立ち寄ることができます。
- ・ 施設の構造上、搬入出作業は、通常の利用者が利用する出入口から行う必要があります。
- ・ 県内に規模の大きなギャラリー施設が乏しいことなどを背景に、利用団体等の一部から増床の希望や面積の狭さゆえに取りこぼしている潜在的利用があるとの声が出ています。
- ・ 休館前（平成28年度（2016年度）まで）は年間の稼働率が高く、予約が取りづらい状況にありました。令和3年（2021年）6月の再開館後は、新型コロナウイルス感染症などの影響により利用が少ない状況が続きましたが、令和5年度（2023年度）は回復傾向にあります。

② 課題

- ・ 施設の構造上、ギャラリー専用の搬入出口がないため、搬入出作業に制約があります。
- ・ 壁面がガラス張りのため、採光に優れていますが、作品への影響等を考慮して、直接光が入らないように壁面に可動壁を設置されることが多く、利用団体等のニーズと展示環境に齟齬が生じています。
- ・ 面積の制約により利用団体等の利便性が低い状況にあります。



²¹ 「令和4年度都道府県立美術館基本調査票」（都道府県立美術館副館長等事務責任者会議）

(5) ワークショップルーム

① 現状

- ・ 主に教育交流事業で使用しています。
- ・ ワークショップルームが物理的に展示室から離れた場所（2階の奥）にあるため、ワークショップルーム内での活動により生じる音などが鑑賞の妨げになることはありません。



② 課題

- ・ ワークショップルームが一般の利用者の動線から離れた場所にあるため、その存在や活動の様子が認知されにくくなっています。
- ・ 教育交流事業の成果や今後の取組などを館内で発信できていません。

(6) 木のホール（再開館以前の名称は講堂）

① 現状

- ・ 展覧会関連のイベント（講演会等）や展覧会の記者発表、企業・学校等との連携事業、学校団体鑑賞などにおいて活用しています。

② 課題

- ・ 照度が低いことに加え、調光などの照明のコントロールもできないため、イベント等の際の演出に制約が生じているほか、手元が暗くなりメモが取りづらい環境になっています。また、音響やスクリーンなどの設備も十分ではなく、利用団体等やイベント等の参加者の利便性が低い状況にあります。



(7) キッズスペース

① 現状

- ・ 小学生以下の子どもとその保護者が一緒に利用でき、絵本を読んだり、飲食をしたりすることができます。
- ・ おむつ替えや授乳ができる個室（3部屋）、ミルク用の浄水機能付き給湯器を設置しています。
- ・ 平日は比較的空いていますが、休日は利用が多い状況にあります。



② 課題

- ・ キッズスペースの存在や無料で利用できることなどの周知が不十分なため、公園を利用する子ども連れなどを積極的に取り込めていません。

(8) 野外空間

① 現状

- ・ 県立美術館の敷地内（彫刻の庭およびコールドラーの庭）や隣接する公園内の彫刻の路に、8点の野外作品を設置しています。

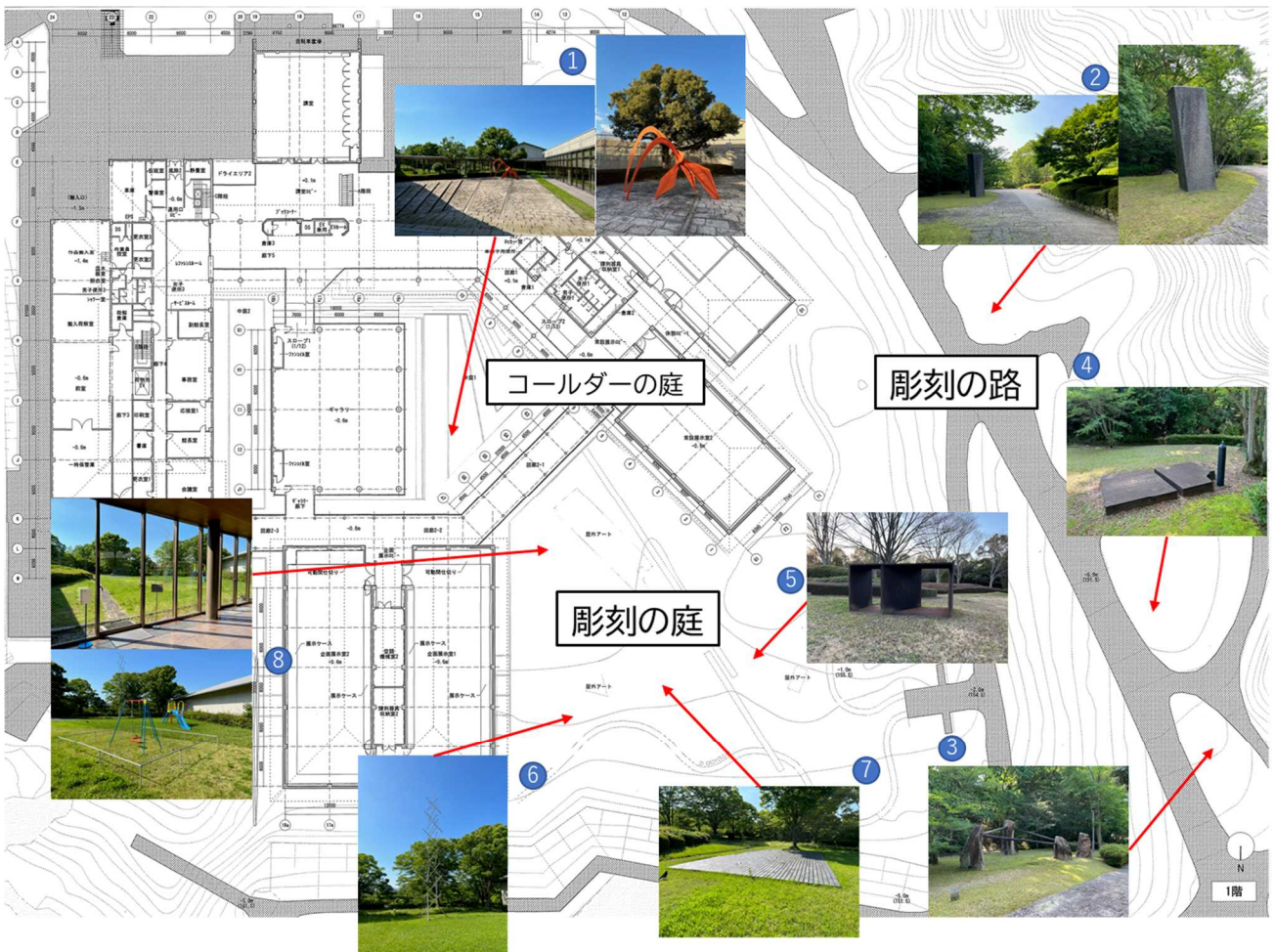
② 課題

- ・ 彫刻の庭およびコールドアの庭への出入口に風除室がないため、出入口に監視員を配置し都度開閉の管理をする必要があり、野外作品に気軽に親しんでもらえない状態にあります。
- ・ 植栽に隠れて見えにくい作品があります。
- ・ コールドアの庭が芝生ではなく石畳のため、冷たい印象を与えています。
- ・ 野外作品のジェンダーバランスが男性に偏っています。
- ・ 子どもや子ども連れも楽しめる野外作品を十分に収蔵・設置できていません。

【再掲】

(参考：野外作品一覧)

	作品名	作者	収蔵年度	設置場所
①	フラミンゴ	アレクサンダー・コールドア	1982年度	コールドアの庭
②	夏至の日のランドマーク	山口 牧生	1985年度	彫刻の路
③	置・傾／トライアングル	植松 奎二	1987年度	彫刻の路
④	酸素／滋賀	村岡 三郎	1993年度	彫刻の路
⑤	無題	ドナルド・ジャッド	1987年度	彫刻の庭
⑥	ニードル・タワー	ケネス・スネルソン	1990年度	彫刻の庭
⑦	BIWAKO' 84	速水 史朗	1997年度	彫刻の庭
⑧	こうきすくこうえん	井上 裕加里	2023年度	彫刻の庭



6-3 連携面の現状と課題

(1) 他機関との連携

① 現状

- ・ 大学や企業等と連携し、展覧会関連イベントや県立美術館のギャラリー等での展示、ワークショップなどを実施しています。
- ・ 公園内の県立図書館や滋賀県埋蔵文化財センター、公園管理事務所などと連携し、「美の糸ローアートにどぼん！」²²などのイベントを開催しています。
- ・ 関係機関の会議の場などを通して、公園内やびわこ文化公園都市に立地する機関との情報共有や意見交換を行っています。

② 課題

- ・ 大学や企業等に対し、県立美術館の活用可能性を十分に発信できていません。
- ・ 徒歩で訪れることのできる範囲内に大学があるにもかかわらず、学生が訪れたいくなるような仕掛けづくりができていません。
- ・ キャンパスメンバーズ（大学等が所定の会費を納めることで当該大学等に在籍する学生の観覧料（常設展示・企画展示）を免除する制度）の加盟校がありません。
- ・ 県立美術館単独ではなく、公園内やびわこ文化公園都市に立地する機関と相互に連動して付加価値を高めていく必要があります。

(2) 文化観光拠点

① 現状

- ・ エントランスロビーにおいて、信楽焼とアール・ブリュットに焦点をあてた常設展示（「Travel to 滋賀に生きる造形」）を行い、その魅力を紹介するとともに、美術館から現地への周遊観光を促進しています。
- ・ 展覧会のテーマに合わせて、ゆかりのある地域などを巡るバスツアーを実施し、周遊観光を促進しています。
- ・ 館内のラボにおいて、展覧会や滋賀の美の魅力にかかわるテーマによるミニ展示を開催し、各地域へ誘うきっかけをつくっています。
- ・ 県立美術館のホームページにオンライン美術館を開設し、県内の様々な取組を紹介する動画などのコンテンツを配信することにより、県立美術館をはじめとする県内各地への誘客につなげています。

② 課題

- ・ 一部の取組が一過性のイベントになってしまい、県立美術館を拠点とした文化観光を継続的に進めていく仕掛けが不足しています。
- ・ 県内の美術館・博物館や文化財、文化関連施設等と連動して付加価値を高めていく取組が不十分です。

²² 県立美術館がびわこ文化公園内の施設や県内の団体・作家と連携し提供するワークショップシリーズです。子どもや子ども連れなどを対象に、アートやモノづくりの楽しさを五感で体感できるイベントを、週末を中心に通年開催するシリーズ形式で展開しています。

(3) ファンドレイジング

① 現状

- ・ 再開館時に個人および法人のサポーター（寄附）制度（県立美術館独自の寄付制度）を構築し、寄附により常設展示の無料観覧デーを設けるなど、支援による運営の充実を図っています。

② 課題

- ・ 個人・法人ともサポーターの申請が少ないため、サポーターの付加価値の向上や発信方法を検討し、ファンドレイジングを通じた県立美術館のファンづくりを展開する必要があります。
- ・ 既存の制度（企業版ふるさと納税など）を活用できていません。

7 策定の背景

7-1 県立美術館の沿革

県立美術館は、昭和59年（1984年）8月26日に、滋賀県立近代美術館として開館して以来、本県ゆかりの作品や日本美術院を中心とした近代日本画、戦後のアメリカと日本を中心とした現代美術を軸にコレクションの充実を図り、展示や研究、保存等の美術館に求められる機能を果たしてきました。平成28年（2016年）には、日本国内の公立美術館として初めて、収集方針の柱にアール・ブリュットを掲げ、展示や研究等の活動を深化させています。

本県は、平成25年（2013年）12月に「新生美術館基本計画」を策定し、県立美術館の増築・改修や機能の充実をはじめとする整備を行うため、平成29年度（2017年度）に休館しましたが、同年度に工事入札が不落となり、有識者等からの意見聴取や社会情勢を踏まえ、平成30年度（2018年度）に「一旦、立ち止まる」判断に至りました。その後、喫緊の老朽化に対応した改修工事等を行い、令和3年（2021年）6月27日に再開館しました。なお、令和3年（2021年）3月に、滋賀の美の魅力発信に関する全体計画として「美の魅力発信プラン」が策定されたことを受け、「新生美術館基本計画」は廃止されました。

再開館にあたっては、時代や傾向を限定することになる「近代」を館名から外しました（令和3年（2021年）4月1日付けで滋賀県立美術館に館名変更）。そして、収集方針の柱に芸術文化の多様性を確認できるような作品を加え、人がつくった様々なものに触れることを通じて、社会や環境の多様性をより深く感じられる場をつくるために、着実に取組を進めています。

7-2 国および本県の「子ども」をめぐる動き

(1) 国の「子ども」をめぐる動き

- ・ 令和5年（2023年）4月に、こども家庭庁が創設され、同時にこども基本法²³が施行されました。
- ・ 令和5年（2023年）12月に、こども大綱が閣議決定され、「こどもまんなか社会」²⁴を目指すこととされました。

(2) 本県の「子ども」をめぐる動き

- ・ コロナ禍において、子どもの声（アンケート）をもとに「すまいる・あくしよん」（滋賀発の新しい行動様式）がつくられました。ウィズコロナ、ポスト

²³ 「こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。」（こども家庭庁 HP <<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>>最終閲覧日：令和6年（2024年2月29日））

²⁴ 「「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。」（こども大綱 p.7）

コロナを見据えて、子どもが自分自身のために行動できること【こどもあくしょん】と、子どもが必要としていることに対して大人が行動すること【おとなあくしょん】の2つの視点があり、後者の一つに「文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす」が掲げられています。

- ・ 令和5年（2023年）3月に策定された「滋賀県基本構想実施計画（第2期）」（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））の政策の柱の一つとして「子どもを真ん中においた社会づくり」が掲げられています。
- ・ 令和5年（2023年）4月に、子どものために、子どもとともにつくる県政の実現に向け、子どもに関する施策を強力に推進するため、滋賀県子ども政策推進本部が設置され、子ども連れや妊婦の方などが気兼ねなく外出できるための取組などが展開されています。
- ・ 令和5年（2023年）10月に、将来社会の担い手となる子ども・次世代への体験機会や子どもの課題解決につながるプロジェクトを企業等事業者とともに創出していく「こどなBASE」が立ち上げられました。
- ・ 「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の策定に向けた検討が進められ、プロセスとして、県内に居住する小学4年生から大学生までを対象にしたWEBアンケート（「きいてーな!滋賀県」）が行われました（回答受付期間：令和5年（2023年）11月22日～令和6年（2024年）1月9日）。

7-3 県立美術館に関連する本県の計画等

(1) 滋賀県基本構想

- ・ 平成31年（2019年）3月に、「滋賀県基本構想」（計画期間：令和元年度（2019年度）～令和12年度（2030年度））が策定されました。
- ・ 同構想では、「みんなで目指す2030年の姿」として、文化芸術等に親しみ誰もが居場所や生きがいを持つことのできる心豊かな生活²⁵や文化芸術等の資源を生かした来訪者（来県者）の増加や地域の活性化等²⁶が掲げられています。

(2) 滋賀県文化振興基本方針（第3次）

- ・ 令和3年（2021年）3月に、「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））が策定されました。
- ・ 同方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。
- ・ 同方針では、新生美術館の整備が実現に至らなかったことを踏まえ、滋賀の美の魅力の効果的な発信に向けて今後の展開の方向性を再検討する必要があることや、魅力あふれる美術館づくりに取り組むことなどが示されています。

²⁵ 滋賀県基本構想 p.19「みんなで目指す2030年の姿・人」の「① 生涯を通じた「からだところの健康」に「誰もが希望に応じ、生涯を通じて、仕事や家庭、地域での役割、スポーツ・文化芸術活動、生涯学習、自然や農業とのふれあいなどに取り組むことができる環境が整えられています。地域でのつながりや同じ価値観を持つ仲間とのつながりなどの中で、いくつになっても居場所や生きがいを持ち、心豊かに生活しています。」が掲げられています。

²⁶ 滋賀県基本構想 p.26「みんなで目指す2030年の姿・経済」に「琵琶湖に代表される自然環境、滋賀ならではの文化芸術・食・地場産品・歴史遺産などの観光資源や滋賀の生活スタイルの魅力が発信されていることで、国内外から滋賀を訪れる人が増加し、地域が活性化しています。観光客をはじめとする交流人口の増加により、その効果は様々な産業に波及しています。」が掲げられています。

(3) 滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）

- ・ 令和5年（2023年）12月に、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱および教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））が策定されました。
- ・ 同大綱は、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育～」を基本目標として、総合的かつ体系的に施策を推進することとされています。
- ・ 同大綱では、全体的な方向性の一つとして、学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一層滋賀に学ぶ教育を展開する「滋賀に学ぶ教育」が示されているほか、実施する主な施策として、滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進などが掲げられています。

(4) 美の魅力発信プラン

- ・ 令和3年（2021年）3月に、に、「美の魅力発信プラン」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））（以下、プラン）が策定され、「美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に」をコンセプトに、県立美術館を拠点として、滋賀の美の魅力を発信する取組が推進されています。
- ・ プランの具現化に向けて掲げられている施策展開の4つの柱のうちの一つが「美術館改革」であり、再開館後の展開やさらなる施設機能の向上の検討などが示されています。
- ・ 令和5年度（2023年度）は、県立美術館の魅力向上の検討を軸にプランの中間見直しを行い、本ビジョンもプランの中に位置づけられます。

(5) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）

- ・ 令和6年（2024年）3月に、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））が策定されました。
- ・ 同計画は、障害者の文化芸術活動の推進に関する総合的かつ長期的な目標、障害者文化芸術施策の方向性などを明示することによって、障害者文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進し、障害者の文化芸術による共生社会の実現を目的としています。
- ・ 県立美術館には、障害の有無にかかわらず、誰もが優れた作品を鑑賞できる展覧会の開催やアール・ブリュット作品の収集・展示によるアール・ブリュットの魅力の発信等の役割が求められています。

(6) 滋賀県立美術館文化観光拠点計画

- ・ 令和2年（2020年）5月に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が施行されました。
- ・ 同法は、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」を「文化観光」と位置づけ、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。

- ・ 本県は、同法に基づく「滋賀県立美術館文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を策定し、令和3年（2021年）11月に文化庁・観光庁の認定を受けました。
- ・ 県立美術館が美の情報発信や文化観光の拠点となるには、県立美術館自体が常になり続け、魅力的な場所であり続けることが重要であるとの認識から、従来のコレクションの枠を超えた他分野とも交流しながら、他館では見られないオンリーワンの自主企画の実現を図るほか、展覧会と関連のある地域や施設との連携を進め、周遊観光へ繋げていくことなどを目指し、取組を進めています。

（7）びわこ文化公園都市²⁷将来ビジョン

- ・ 立地する施設・機関が相互に機能を高め合う「機能連携」の観点に基づき平成24年（2012年）8月に策定された「びわこ文化公園都市将来ビジョン」は、周辺環境や社会情勢の変化等（県立美術館の再開館も含まれます。）を踏まえ、令和5年（2023年）3月に改定されました。
- ・ 県立美術館は、引き続きびわこ文化公園都市における文化芸術の中核施設としての役割が期待され、各施設との連携による子どもや若者の学びや成長を育む取組、機能の充実・連携強化に向けた取組の実施などが方向性として示されています。

7-4 美術館を取り巻く状況

（1）博物館法の一部改正

- ・ 近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備するため、博物館法の一部改正が行われ、令和5年（2023年）4月1日に施行されました。
- ・ 同法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づくことが定められたほか、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館等と連携・協力すること、および地域の多様な主体との連携・協力に基づき文化観光などの活動の推進を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。

（2）文化芸術基本法の成立

- ・ 文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する各分野の施策を総合的に推進するため、平成13年（2001年）に制定された文化芸術振興基本法が改正され（「振興」を削り）、文化芸術基本法として平成29年（2017年）6月23日に施行されました。
- ・ 同法の基本理念が示されている第2条に、年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術を享受できる環境の整備や乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、学校等・文化芸術活動を行う団体・家庭・地域の相互連携などが新たに規定されました。

²⁷ びわこ文化公園都市は、大津市瀬田・上田上地域から草津市に広がる丘陵地にあり、3つの大学（滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学）をはじめ、文化、芸術、医療、福祉、教育、研究、レクリエーション等の多様な施設が集約する地域。

- (3) 国の第4期教育振興基本計画の策定
- ・ 教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府において策定される計画（5年単位）で、令和5年6月16日に「第4期教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））が閣議決定されました。なお、同法第12条第2項において、博物館等による社会教育の振興が掲げられています。
 - ・ 同計画の総括的な基本方針のひとつとして、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるため、ウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。
 - ・ 同計画において、年齢や障害の有無等にかかわらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進することとされました。
- (4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第7条に基づき、令和5年（2023年）3月に、文部科学省および厚生労働省において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））が策定されました。
 - ・ 同計画の施策の方向性として、美術館には、障害者に配慮した利用しやすい環境の向上等による鑑賞の機会の拡大などが求められています。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定
- ・ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年（2016年）4月1日に障害者差別解消法が施行されました。
 - ・ 同法第7条により、行政機関等（県立美術館を含む）における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供が法的義務とされました。
- (6) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、令和4年（2022年）5月25日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。
 - ・ 同法第4条において、地方公共団体には、障害者による情報の取得利用等が、障害者でない者による情報の取得利用等にも資するものであることを認識しつつ、地域の実情を踏まえ、それらの取組を実施することが求められています。

(7) 孤独・孤立対策推進法の制定

- ・ 総合的な孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態²⁸となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援等）に関する施策を推進することを目的として、令和6年（2024年）4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されます。
- ・ 同法第4条において、地方公共団体には、区域内における当事者等の状況に応じた取組を実施することが求められています。

(8) 国際博物館会議（ICOM）²⁹の博物館定義の改正

- ・ 令和4年（2022年）に開催されたICOMプラハ大会において、新しい博物館の定義が採択され、平成19年（2007年）のICOMウィーン大会以来、15年ぶりに博物館の定義が改められました（トピックス③参照）。
- ・ 冒頭の「有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関」は改正前と同様ですが、これに加えて、博物館が誰にとっても利用しやすく（accessible）、包摂的（inclusive）であり、多様性（diversity）や持続可能性（sustainability）を育むこと、また、博物館がコミュニティの参加を得て機能し、様々な経験を提供することなどが追加されました。

<トピックス③：ICOMの博物館定義の改正>

ICOMウィーン大会（平成19年（2007年））で採択された博物館の定義

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。（ICOM日本委員会 HP）

ICOMプラハ大会（令和4年（2022年））で採択された博物館の定義

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。（ICOM日本委員会 HP）

²⁸ 孤独・孤立対策推進法第1条で「社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義されています。

²⁹ 国際博物館会議（international council of museums (ICOM)）は、昭和21年（1946年）に、博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織です。日本での活動を推進する目的で、昭和26年（1951年）にICOM日本委員会が設立されました。

8 今後のスケジュール

現状と課題を踏まえ、多様な主体との対話や様々な機関との連携により、基本計画の策定に着手するなど、できることから着実に取組を実施します。長期的な視点と短期的な視点を織り交ぜながら、ビジョンの実現に向けて歩を進めます。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度以降 (2026年度)
本県のトピック	・ 県立図書館開館 80 周年	・ 県立美術館開館 40 周年	・ 国スポ・障スポ ・ 大阪・関西万博 ・ 安土城考古博物館リニューアル	・ 琵琶湖文化館リニューアル (R9) ・ ワールドマスターズゲームズ関西 (R9) ・ 希望が丘文化公園リニューアル (R9 以降) ・ 滋賀県立高等専門学校開校 (R10)
県立美術館の取組	ビジョン策定	基本計画検討着手 大学等と連携した調査研究 (共同研究) の実施 多様な主体の参画と対話による検討の実施 公園と一体となった取組の実施	基本計画策定	基本計画に沿った事業の展開

美術館魅力向上検討部会における検討

1 概要

滋賀県立美術館魅力向上ビジョン（以下、ビジョン）の策定にあたっては、滋賀県立美術館協議会のもとに美術館魅力向上検討部会（以下、部会）を設置し、検討を行いました。

2 設置目的

滋賀県立美術館のさらなる魅力化に向けて、施設機能向上について審議するため。

3 設置時期

令和5年（2023年）6月1日

4 委員名簿

（50音順・敬称略）

氏名	所属団体・職名	備考
青木 加苗 （あおき・かなえ）	和歌山県立近代美術館 主査学芸員	
阿部 俊彦 （あべ・としひこ）	立命館大学工学部建築都市デザイン学科 准教授	
植松 由佳 （うえまつ・ゆか）	国立国際美術館 学芸課長	
小野田 泰明 （おのだ・やすあき）	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授	
菅谷 富夫 （すがや・とみお）	大阪中之島美術館 館長	部会長
関谷 泰弘 （せきや・やすひろ）	文化庁文化経済・国際課新文化芸術創造室連携推進係 係長	

※所属団体・職名は、部会設置当時のものです。

※委員の任期は、令和5年（2023年）7月1日から令和5年（2023年）12月28日まで。

5 主な審議事項

- ① 収蔵作品の活用に関すること。
- ② 利便性向上と連携の拠点としての機能強化に関すること。
- ③ 屋外空間の活用による魅力の向上に関すること。
- ④ 長期にわたり安定的な運営を行うための既存施設・設備の改修に関すること。

6 開催概要

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年（2023年）7月3日	滋賀県立美術館の現状と課題について
第2回	令和5年（2023年）9月8日	ビジョンの方向性について
第3回	令和5年（2023年）11月15日	ビジョンの骨子案について

滋賀県立美術館文化観光拠点計画

参考資料②

計画作成・実施体制

文化観光拠点施設(設置者)： 滋賀県立美術館(滋賀県)
 文化観光推進事業者：
 (公社)びわこビジターズビューロー(地域連携DMO)、帝産湖南交通(株)、(株)国華荘、大津観光(株)、(株)紅鮎、塩野温泉

計画期間

2021年度～2025年度 (5年間)

目標

- ・利用者数
2016年度 110千人 → 2025年度 160千人
- ・外国人利用者数
2021年度 1千人 → 2025年度 10千人
※10年後(2030年度)には10千人(10倍)
- ・利用者の満足度
2016年度 78.9%→2025年度 90% (+11.1%)
- ・周遊観光客の比率
2021年度 数値把握 → 2025年度 2021年度比50%増

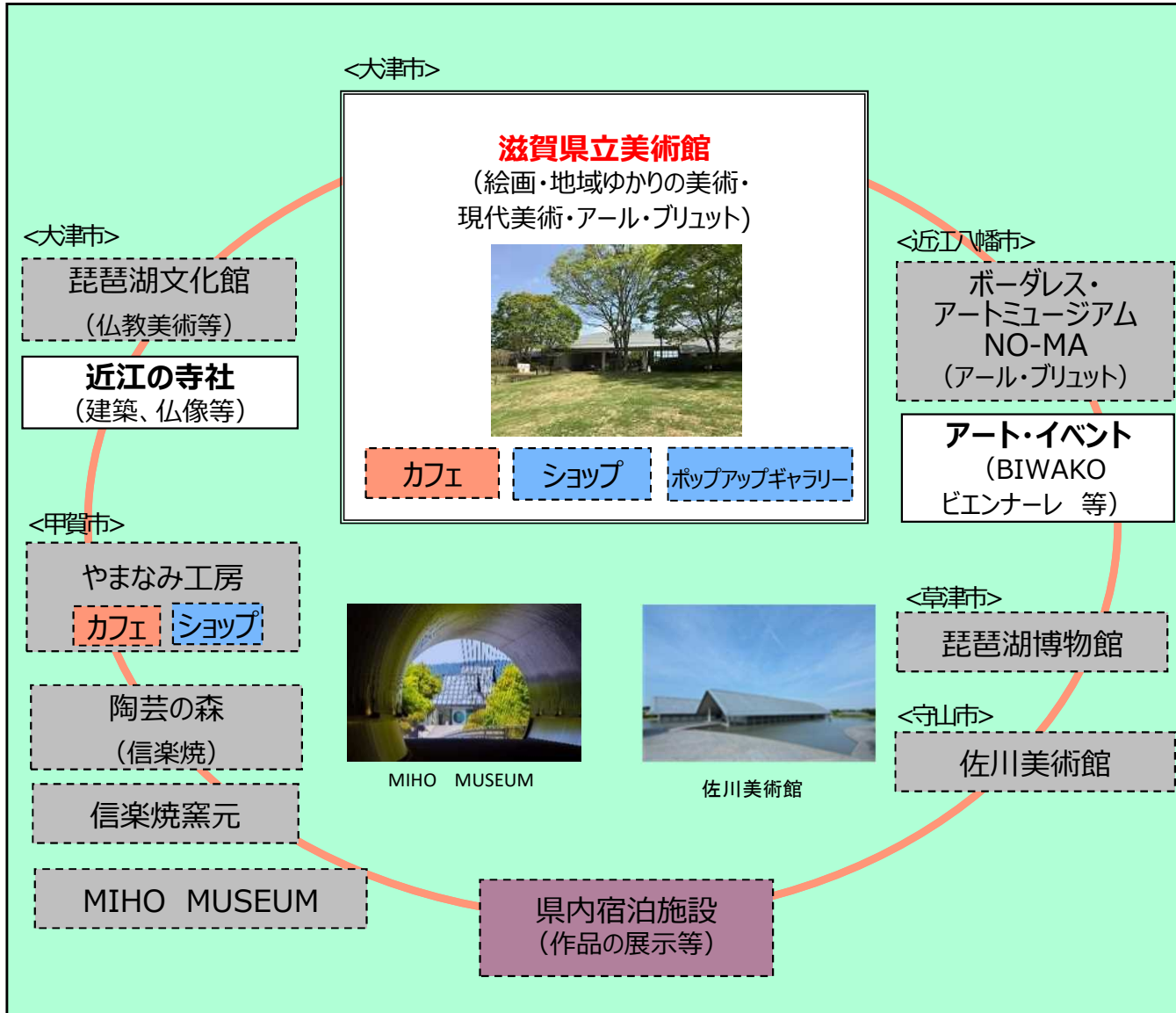
文化観光拠点施設機能強化事業

- <1.文化資源の魅力の増進>
 - ・展覧会の充実と工房等を訪れる特別体験企画の実施
 - ・県内各地でのアール・ブリュット作品および映像の展示
- <2.文化についての理解促進>
 - ・多言語対応、二次元コードによる作品情報提供の導入
- <3.文化観光に関する利便の増進>
 - ・バス停移設や増便、Wi-Fi・キャッシュレス環境の整備
- <4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>
 - ・作品を販売できるポップアップギャラリー(ミニギャラリー)整備
 - ・地元事業者によるカフェ・ショップ運営
- <5.国内外への宣伝>
 - ・オンライン美術館の開設
- <6.施設又は設備の整備>
 - ・美術館庭園のリノベーション

文化観光推進事業費(5年間の計画ベース)

619百万円(うち、文化観光推進事業補助金184百万円)

計画区域



中核文化観光拠点施設
(主要な文化資源)

主要な文化資源
(文化財等の種類)

飲食施設
販売施設

宿泊施設
その他施設